

第44回

定時株主総会 招集ご通知

日 時

2023年3月24日（金曜日）
午前10時

場 所

京都市下京区烏丸通塩小路下ル（京都駅ビル内）
ホテルグランヴィア京都 3階 「源氏の間」
（ご来場の際は、末尾の「会場のご案内図」をご参照
ください。）

【新型コロナウイルス感染防止に関するお知らせ】

本総会のご来場については、ご自身の体調や新型コロナウイルスの流行状況をご考慮のうえ、慎重にご判断いただき、インターネット等または書面による事前の議決権行使をご検討ください。

その他、今回の株主総会に関する事項につきましては、4ページに記載の「株主様へのお願いとご案内」をご覧ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

目 次

第44回定時株主総会招集ご通知……	1
株主総会参考書類……	7
事業報告……	20
計算書類……	46
監査報告書……	52

証券コード 6914
2023年3月2日

株 主 各 位

滋賀県大津市におの浜四丁目7番5号
オプテックスグループ株式会社
代表取締役社長兼CEO 小 國 勇

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く。）の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ〔「IRライブラリ」、「株主総会関連資料」の順に選択して、〕ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.optexgroup.co.jp>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスのうえ、〔「銘柄名（会社名）」に「オプテックスグループ」または証券「コード」に「6914」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」の順に選択のうえ、〕ご確認くださいませ。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



【株主総会資料の電子提供制度の施行について】

会社法改正による電子提供制度の施行に伴い、従前書面でお送りしていた株主総会資料（株主総会参考書類・事業報告・連結計算書類・計算書類・監査報告）は、ウェブサイトへ掲載して提供する方法に変更いたしました。お手数ですが、上記に記載の各ウェブサイトへアクセスしてご確認くださいませようお願い申し上げます。

また、本総会につきましては、法令及び定款の定めに基づき書面交付請求をされた株主様に送付する交付書面を、全ての議決権を有する株主様に対して送付することといたしました。

あわせてご参照くださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいます、5ページに記載の「議決権行使のご案内」に従って2023年3月23日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 京都市下京区烏丸通塩小路下ル（京都駅ビル内）
ホテルグランヴィア京都 3階 「源氏の間」
（ご来場の際は、末尾の「会場のご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第44期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第44期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
3ページに記載の「議決権の行使についてのご案内」をご参照ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトによる旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

- ◎その他、株主様へのご案内事項につきましては、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。当社ウェブサイトより適宜最新の情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
- ◎本総会の決議結果につきましては、本総会終了後、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

【議決権の行使についてのご案内】

(1) 交付書面から一部記載を省略している事項

次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告書を作成するに際し、監査等委員である取締役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

(2) 議決権行使書に賛否の表示がない場合の取扱い

各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

(3) インターネット等並びに書面による議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効としてお取扱いいたします。

(4) インターネット等による議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネット等により複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取扱いいたします。

(5) 議決権行使のご案内

5ページに記載の「議決権行使のご案内」をご参照ください。

【株主様へのお願いとご案内】

- ・本総会にご出席をご予定の株主様は、開催日時点の新型コロナウイルス感染症に関する状況とご自身の健康状態にご留意いただき、ご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ・マスクの持参、着用及びアルコール消毒液のご使用にご協力をお願いいたします。
- ・会場入口付近での検温にご協力をお願いいたします。発熱がある方、風邪のような症状が認められる方につきましては、ご入場をお断りさせていただくことがございます。
- ・当社の運営スタッフは、マスク着用にて対応させていただきます。
- ・本総会におきましては、感染症拡大防止の観点から開催時間の短縮を図るため、議場における報告事項及び決議事項の詳細な説明は簡略化させていただきますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主懇親会の開催は取りやめとさせていただきます。
- ・今後の状況の変化により、本総会の運営に関する変更等が生じた場合は、下記の当社ウェブサイトにてお知らせいたしますので、適宜最新の情報をご確認ください。
<https://www.optexgroup.co.jp>

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

議決権行使
サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つと位置づけ、将来の事業展開に備えた財務基盤の強化を考慮するとともに、収益状況に応じた安定的な配当の維持に努めることを基本としております。

第44期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおり1株につき18円とさせていただきますと存じます。これにより、年間配当金は中間配当18円と合わせ36円となります。

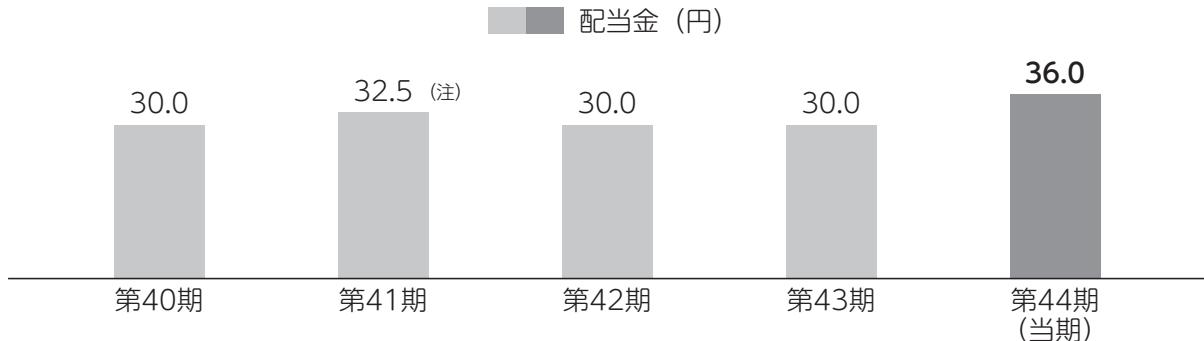
- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金18円 総額 639,449,352円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年3月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

今後の経営環境の変化に対応した機動的かつ安定的な配当を実施するため、以下のとおり別途積立金の一部を繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

- (1) 減少する剰余金の項目とその額
別途積立金 2,000,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 2,000,000,000円

(ご参考) 1株当たり年間配当金の推移



(注) 第41期の配当金32.5円には、創立40周年記念配当2.5円を含んでおります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）は、2022年3月25日開催の第43回定時株主総会において選任いただいた8名のうち、大西浩之氏は2023年2月28日付で辞任により退任し、他の7名の取締役は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営機構改革を実施し、取締役会においてより戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう2名減員し、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者については、指名諮問委員会の答申を経て、取締役会において決定しております。また、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

（ご参考）候補者一覧

候補者番号	氏名	☆ 男性 ★ 女性	現在の当社における地位・担当	当期取締役会出席状況
1	おぐに いさむ 小國 勇 【再任】（70歳）	☆	代表取締役社長兼CEO	13回/13回
2	こばやし とおる 小林 徹 【再任】（75歳）	☆	取締役相談役	12回/13回
3	かみむら とおる 上村 透 【再任】（62歳）	☆	取締役	13回/13回
4	なかじま たつや 中島 達也 【再任】（56歳）	☆	取締役	13回/13回
5	よしだ かずひろ 吉田 和弘 【再任】 【社外】 【独立】（62歳）	☆	社外取締役	13回/13回
6	ねぎし しょうこ 根岸 祥子 【新任】 【社外】 【独立】（53歳）	★	—	—

（注）当期取締役会出席状況は、書面決議（6回）を除いております。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	 <p>【再任】 お ぐに いさむ 小 國 勇 (1952年 5月 17日生)</p> <p>【取締役会への出席状況】 13回/13回</p>	<p>1981年 3月 当社入社 1988年 2月 当社取締役 2002年 1月 オプテックス・エフエー株式会社設立と 同時に代表取締役社長 2016年10月 シーシーエス株式会社取締役 2017年 1月 当社代表取締役社長兼COO 2019年 3月 当社代表取締役社長兼CEO（現任）</p>	119,592株
<p>【重要な兼職の状況】 該当事項はありません。</p> <p>【取締役候補者とした理由】 当社の取締役として18年以上、2016年まで上場会社であったオプテックス・エフエー株式会社の代表取締役社長として15年以上携わるなど、企業経営の豊富な経験と実績から、当社グループの企業価値を継続的に向上させるため、当社の取締役として適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>【当社との利害関係】 当社と同氏との間には、特別の利害関係はありません。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当	所有する 当社株式の数
2	 <p>【再任】 こばやし とおる 徹 林 徹 (1948年1月10日生)</p> <p>【取締役会への出席状況】 12回/13回</p> <p>【重要な兼職の状況】 該当事項はありません。</p> <p>【取締役候補者とした理由】 当社の創業者であり、赤外線を用いた自動ドアセンサーを世界で初めて製品化するなど、技術者としての先見性及び知識を有しており、創業より代表取締役として当社グループを率いてまいりました。当社グループの企業価値を継続的に向上させるため、当社の取締役として適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>【当社との利害関係】 当社と同氏との間には、特別の利害関係はありません。</p>	<p>1979年 5月 当社設立 当社代表取締役社長に就任</p> <p>2002年 1月 当社代表取締役社長兼CEO</p> <p>2012年 1月 当社取締役会長兼代表取締役社長</p> <p>2017年 1月 当社代表取締役会長兼CEO</p> <p>2019年 3月 当社取締役相談役（現任）</p>	1,116,890株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
3	 <p style="text-align: center;">【再任】</p> <p style="text-align: center;">かみ むら とおる 上 村 透 (1960年4月9日生)</p> <p>【取締役会への出席状況】 13回/13回</p>	<p>2006年11月 当社入社</p> <p>2007年 1 月 当社執行役員技術開発本部長</p> <p>2011年 1 月 当社執行役員 S E C 事業本部長</p> <p>2012年 3 月 当社取締役兼執行役員 S E C 事業本部長</p> <p>2014年 1 月 当社取締役兼執行役員事業戦略統括本部長 ・ N S S 事業部長</p> <p>2017年 1 月 当社取締役 (現任) オプテックス株式会社代表取締役社長 (現任)</p>	18,992株
<p>【重要な兼職の状況】 オプテックス株式会社代表取締役社長</p> <p>【取締役候補者とした理由】 1983年から22年以上にわたり、国内大手電機メーカーで技術者として携わってきた実績があり、また当社の開発本部長・営業本部長を歴任し、取締役としての豊富な経験と実績から、当社グループの企業価値を継続的に向上させるため、当社の取締役として適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>【当社との利害関係】 当社と同氏との間には、特別の利害関係はありません。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当	所有する 当社株式の数
4	 <p>【再任】 なか しま たつ や 中 島 達 也 (1966年10月11日生)</p> <p>【取締役会への出席状況】 13回/13回</p>	<p>2016年4月 オプテックス・エフエー株式会社入社 2016年7月 同社センサ営業本部本部長 2017年1月 同社取締役 2017年3月 同社常務取締役 2018年3月 同社代表取締役社長（現任） 当社取締役（現任）</p>	7,928株
<p>【重要な兼職の状況】 オプテックス・エフエー株式会社代表取締役社長</p> <p>【取締役候補者とした理由】 1989年から27年以上にわたり、国内外におけるファクトリーオートメーションセンサー業界のトップ企業で活躍してきた実績があり、その豊富な経験と実績から、当社グループの企業価値を継続的に向上させるため、当社の取締役として適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>【当社との利害関係】 当社と同氏の間には、特別の利害関係はありません。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当	所有する 当社株式の数
5	 <p>【再任】【社外】【独立】 吉 田 和 弘 (1960年6月8日生) 【取締役会への出席状況】 13回/13回</p>	<p>1983年4月 三洋電機株式会社入社 1990年4月 SANYO North America Corporation ニューヨーク駐在 2004年10月 三洋エプソンイメージングデバイス株式 会社取締役 2007年4月 三洋電機株式会社総務人事本部長 2008年4月 同社執行役員 三洋半導体株式会社取締役副社長 2010年9月 三洋電機株式会社執行役員経営企画本部 副本部長 2011年2月 同社執行役員モバイルエナジーカンパニー 副カンパニー長 2012年4月 パナソニック株式会社エナジー社副社長 ソーラー事業担当兼三洋電機株式会社 執行役員エナジー社ソーラービジネスユニット長 2016年4月 パナソニック株式会社エコソリューションズ社 エナジーシステム事業部ソーラーシステム ビジネスユニット長 2018年4月 同社エコソリューションズ社技術本部長付 エネルギー担当(2020年2月 退社) 2020年3月 当社社外取締役(現任)</p>	1,100株
<p>【重要な兼職の状況】 該当事項はありません。</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 長年にわたり、国内大手電機メーカーで技術者として、また、総務人事部門・経営企画部門の本部長等にも携わり、執行役員、関係会社の取締役等を歴任するなど豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社グループの企業価値を継続的に向上させるため、当社の取締役として適切な人材であると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。</p> <p>【当社との利害関係】 当社と同氏の間には、特別の利害関係はありません。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当	所有する 当社株式の数
6	 【新任】【社外】【独立】 根 岸 祥 子 (1969年3月29日生)	1992年3月 慶応義塾大学商学部卒業 1994年3月 同大学大学院商学研究科計量経済学専攻 博士前期課程修了 1997年6月 英国オックスフォード大学国際開発経済 学博士課程単位取得退学 1997年9月 世界銀行Prospects Group国際金融部門 エコノミスト 2002年4月 神戸大学大学院経済学研究科・経済学部 助教授 2004年4月 同志社大学政策学部助教授 2008年4月 同大学政策学部・総合政策科学研究科 准教授（現任）	0株
<p>【重要な兼職の状況】 同志社大学政策学部・総合政策科学研究科 准教授</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、日本を含めた先進国のみならず、途上国・新興国経済における国際金融を研究領域として、世界銀行のエコノミストを経験されるなど、グローバルな視点とその専門性による幅広い経験と知識や見識を有しており、当社グループの企業価値を継続的に向上させるため、当社の取締役として適切な助言をいただける人材であると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏は過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> <p>【当社との利害関係】 当社と同氏の間には、特別の利害関係はありません。</p>			

- (注) 1. 吉田和弘、根岸祥子の両氏は、社外取締役候補者であります。
2. 吉田和弘、根岸祥子の両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件及び当社が定める独立性基準を満たしており、両氏の選任が承認された場合、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。
- これにより、現任の監査等委員である社外取締役酒見康史氏と、第3号議案が原案どおり承認された場合に監査等委員である社外取締役に就任予定の木田 稔氏と合わせて、当社の独立役員は引き続き4名となる予定であります。

3. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）全員との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。吉田和弘氏の再任が承認された場合は同氏との間で当該契約を継続し、根岸祥子氏の選任が承認された場合は、当社は、同氏との間で新たに当該契約を締結する予定であります。
4. 当社は、優秀な人材確保、役員の職務の執行における萎縮防止のため、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案でお諮りする取締役候補者が再任された場合、すでに当該保険契約の被保険者となっており、就任後も引き続き被保険者となります。また、新任の候補者である根岸祥子氏の選任が承認された場合は、新たに同氏を当該保険契約の被保険者とする予定です。当該保険契約の概要につきましては、事業報告36ページに記載の「(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役木田 稔氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査等委員である取締役候補者については、指名諮問委員会の答申を経て、取締役会において決定しております。また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当	所有する 当社株式の数
 <p>【再任】【社外】【独立】 木田 稔 (1970年7月30日生) (52歳) 男性 【取締役会への出席状況】 13回/13回 【監査等委員会への出席状況】 14回/14回</p>	<p>1993年10月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 大阪事務所入所 2004年1月 公認会計士・税理士 木田事務所開業登録 同時に代表・所長に就任(現任) 2006年12月 監査法人グラヴィタス設立 同時に最高経営責任者・代表社員に就任(現任) 2019年3月 当社監査等委員である社外取締役(現任)</p>	400株
<p>【重要な兼職の状況】 公認会計士・税理士 木田事務所代表・所長 監査法人グラヴィタス最高経営責任者・代表社員</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 長年にわたり公認会計士・税理士として上場会社の監査業務に現に携わるなど、幅広い見識と豊富な知識及び経験を有しており、的確な助言をいただくことで、当社グループの監査体制を更に強化できるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 なお、同氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。</p> <p>【当社との利害関係】 当社と同氏の間には、特別の利害関係はありません。</p>		

- (注) 1. 当期取締役会出席状況は、書面決議（6回）を除いております。
2. 木田 稔氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 木田 稔氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社が定める独立性基準を満たしており、同氏の再任が承認された場合、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として引き続き届け出る予定であります。
これにより、現任の監査等委員である社外取締役酒見康史氏と、第2号議案が原案どおり承認された場合に社外取締役に就任予定の吉田和弘、根岸祥子の両氏と合わせて、当社の独立役員は引き続き4名となる予定であります。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査等委員である取締役全員との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。木田 稔氏の再任が承認された場合、当社は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、優秀な人材確保、役員の職務の執行における萎縮防止のため、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案でお諮りする監査等委員である取締役は再任の候補者であり、すでに当該保険契約の被保険者となっており、就任後も引き続き被保険者となります。当該保険契約の概要につきましては、事業報告36ページに記載の「(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。

以 上

(ご参考 1)

当社の取締役及び監査等委員である取締役（第44回定時株主総会終結後）の経験、知見の一覧

	氏名	企業経営/ 経営戦略	国際経験	監査/ 内部統制	技術/ 研究開発	営業/ マーケティング	財務/ 会計	法務/ リスク管理
取締役	小 國 勇	●	●			●	●	●
	小 林 徹	●	●		●	●	●	
	上 村 透	●			●	●		
	中 島 達 也	●	●			●		
	吉 田 和 弘 (独立役員)	●	●		●	●		
	根 岸 祥 子 (独立役員・女性)	●	●				●	
監査等委員である 取締役	黒 田 由 紀 男		●	●			●	●
	酒 見 康 史 (独立役員)			●				● (弁護士)
	木 田 稔 (独立役員)		●	●			● (税理士・公認会計士)	●

※上記の一覧表につきましては、各取締役が有する全ての経験、知見を表すものではありません。

(ご参考 2)

当社の取締役会（第44回定時株主総会終結後）の構成メンバーについて

- ・独立社外取締役 : 4名 (44%)
- ・女性取締役 : 1名 (11%)
- ・指名諮問委員会 : 酒見康史 (委員長)、吉田和弘、小林 徹
- ・報酬諮問委員会 : 木田 稔 (委員長)、酒見康史、小國 勇

(ご参考 3)

社外取締役を選任するための独立性に関する基準について

当社は、社外取締役を選任するための会社からの独立性に関する基準を定めており、以下の事項に該当しない場合、独立性があると判断しております。選任にあたっては当社の意思決定に影響を与える関係がないこと及びその他当社と特別の利害関係がないこと等を踏まえて、当社からの独立した立場で社外取締役として職務を遂行できることを個別に判断しております。

社外取締役の独立性判断基準は、以下の1.~9.に該当しない場合、独立性を有すると判断いたします。

1. 当社及び当社の関係会社の業務執行者
2. 当社を主要な取引先とする者（注1）またはその業務執行者（注2）
3. 当社の主要な取引先（注3）またはその業務執行者
4. 当社から役員報酬以外に多額の金銭（注4）その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
5. 当社の大株主（注5）またはその者が法人等である場合はその業務執行者
6. 当社から多額の寄付（注6）等を受けている者またはその業務執行者
7. 当社の会計監査人として監査法人に所属する者
8. 上記1. ~7. に過去3年間において該当していた者
9. 上記1. ~7. に該当する者の配偶者または二親等以内の親族

(注1) 「当社を主要な取引先とする者」とは、当該取引先の直近事業年度における連結売上高の2%以上の支払を当社から受けた者をいう。

(注2) 「業務執行者」とは、法人、その他の団体の取締役、執行役員、業務執行を行う社員、理事等、これらに準ずる者をいう。

(注3) 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度における当社の連結売上高の2%以上の支払を当社に行った者をいう。

(注4) 「多額の金銭」とは、個人の場合はその総額が過去3年間の平均で年間1,000万円以上の額、法人等の場合は、その総額が過去3年間の平均で当該法人等の直近事業年度における総収入の2%以上の額をいう。

(注5) 「大株主」とは、総議決権の10%以上を直接または間接的に保有している者をいう。

(注6) 「多額の寄付」とは、その総額が過去3年間の平均で年間1,000万円以上の寄付をいう。

以上

事業報告

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済情勢は、世界的な半導体・電子部品の不足や、ウクライナ情勢の長期化に伴う原材料・資源価格の高騰、欧米におけるインフレ加速、急激な為替相場の変動等、先行き不透明な状況が継続いたしました。

このような状況の中、当社グループは、「ベンチャースピリット溢れる企業集団を目指す。」を企業理念とし、グループ本社機能の強化・レベルアップによりグループ全体の間接コストを抑制し、グループ各社の事業展開スピードを向上させ利益成長を加速することを経営方針に掲げてまいりました。

本年度の重点施策として、グループ本社の管理機能を向上させることにより、グループ全体のコストの効率化と財務力の強化を図り、グループ各社の機動的な事業展開を促進してまいりました。また、グループ各社の事業連携の強化を推し進め、シナジーの創出を加速することを目指してまいりました。

この結果、当連結会計年度は、主力事業の大幅な伸長及び為替の影響等で、売上高は548億11百万円と前年度に比べ19.5%の増収となりました。営業利益は、売上高の伸長に伴う売上総利益の増加が販売費及び一般管理費の増加を大きく上回ったことにより、63億3百万円（前年度比36.1%増）となりました。経常利益は為替差益の増加等により70億42百万円（前年度比37.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は貸倒引当金繰入額等の特別損失を計上したことにより、47億52百万円（前年度比26.3%増）となりました。当連結会計年度における事業セグメント別の業績は、次のとおりであります。

【S S 事業】

S S 事業は、売上高234億65百万円（前年度比16.4%増）、営業利益は28億69百万円（前年度比30.3%増）となりました。

防犯関連は、売上高は160億67百万円（前年度比17.7%増）となりました。国内におきましては、警備会社向け及び大型重要施設向けの販売が堅調に推移し、前年度実績を上回りました。海外におきましても、米国及びヨーロッパでの大型重要施設向け屋外用センサーの販売が順調に推移し、前年度実績を大幅に上回りました。

自動ドア関連は、安定した製品供給体制が評価され、国内及び海外の販売が大幅に伸長した結果、売上高は53億10百万円（前年度比19.5%増）となりました。

【I A 事業】

I A 事業は、売上高297億38百万円（前年度比21.8%増）、営業利益は35億83百万円（前年度比32.7%増）となりました。

F A 関連は、半導体、電子部品及び二次電池向けの需要が拡大し、中国を中心とした海外向けの販売が大幅に伸長した結果、売上高は109億94百万円（前年度比13.2%増）となりました。

M V L 関連も、半導体及び電子部品業界向けの販売が好調に拡大し、売上高は133億10百万円（前年度比17.1%増）となりました。

I P C 関連は、半導体製造装置向けで産業用コンピュータの販売が堅調に推移した結果、売上高は41億21百万円（前年度比23.6%増）となりました。

M E C T 関連は、売上高は13億11百万円となりました。なお、当連結会計年度より2021年11月に連結子会社化したミツテック株式会社を、I A 事業のM E C T 関連としております。

※M E C T : Mechatronics (メカトロニクス)

【E M S 事業】

E M S 事業における外部顧客への売上高は、生産受託案件の増加により10億6百万円（前年度比33.0%増）となりました。営業利益もグループ内製品の製造量が増加した結果、4億円（前年度比29.2%増）となりました。

事業セグメント別の売上高状況

事業セグメント区分	第 43 期		第 44 期		前年度比	
	売上高	構成比	売上高	構成比	増減額	増減率
S S 事業	百万円 20,164	% 44.0	百万円 23,465	% 42.8	百万円 3,300	% 16.4
防 犯 関 連	13,652	29.8	16,067	29.3	2,414	17.7
自 動 ド ア 関 連	4,442	9.7	5,310	9.7	868	19.5
そ の 他	2,069	4.5	2,087	3.8	18	0.9
I A 事業	24,409	53.2	29,738	54.3	5,329	21.8
F A 関 連	9,711	21.2	10,994	20.1	1,283	13.2
M V L 関 連	11,364	24.8	13,310	24.3	1,946	17.1
I P C 関 連	3,334	7.2	4,121	7.5	787	23.6
M E C T 関 連	—	—	1,311	2.4	1,311	—
E M S 事業	756	1.6	1,006	1.8	249	33.0
そ の 他	534	1.2	600	1.1	65	12.2
合 計	45,866	100.0	54,811	100.0	8,945	19.5

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は13億65百万円であります。

その主なものは、子会社における新製品開発、製造のための金型取得及び生産関連設備の取得並びにグループ基幹システムの構築等であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループの運転資金等の必要資金を、自己資金及び金融機関からの借入金により調達しております。

また、短期借入金の借換えを目的として、金融機関より長期借入金21億円を調達いたしました。

(4) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 41 期 2019年度	第 42 期 2020年度	第 43 期 2021年度	第 44 期 2022年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	37,517	34,846	45,866	54,811
営 業 利 益 (百万円)	2,856	2,098	4,630	6,303
経 常 利 益 (百万円)	2,876	2,176	5,130	7,042
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	2,197	1,395	3,762	4,752
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	60円02銭	38円59銭	104円18銭	133円79銭
総 資 産 (百万円)	43,967	47,390	57,769	63,302
純 資 産 (百万円)	32,372	32,625	35,360	39,735
1 株 当 た り 純 資 産 額	891円06銭	896円02銭	987円36銭	1,108円52銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、「ベンチャースピリット溢れる企業集団を目指す。」を企業理念に掲げ、自らの行動を変革し、新しい事業創出に挑戦することで、「安全・安心」また「快適」で「高効率」な社会を作り出すことを目指しております。これらを通じて持続可能な社会の創出に寄与するとともに、社員一人一人の自己実現の場として、人と企業がともに成長していくことが当社グループの基本方針です。

当社グループを取り巻く環境におきましては、地政学的リスクの高まり、半導体・電子部品の不足、原材料・資源価格の高騰、欧米におけるインフレ加速、急激な為替変動等、依然として不透明な状況にあります。一方、脱炭素社会の実現に向けた世界の流れが加速し、環境問題への企業の取り組みが一層注目されており、様々な社会・産業分野での省エネ、自動化、省人化に貢献できる当社グループのセンサー及び照明技術への需要は飛躍的に高まっております。

このような中で当社グループの技術の応用に対する期待にお応えしていくために、センシング技術の高度化だけでなくセンサー等から得られた情報をどのように集め、分析し、判断していくか、IoT技術やAI技術なども取り込んだインテリジェントなシステムの提供を目指してまいります。これまでのハードウェアとしての「モノ売り」から、お客様にトータルなソリューション（課題解決策）をご提供する「コト売り」へのビジネスモデル変革を中長期の経営戦略としております。

優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題については、以下のとおりです。

持株会社であるグループ本社の機能を充実することで、各事業会社との相互連携を強化し、グループ全体での間接コストを抑制し、収益性の回復に取り組んでまいります。

各事業会社において、既存事業の拡大による収益の増大に取り組むとともに、グループ内各社とのシナジーも追及して、新規事業への取り組みを強化してまいります。成長できる分野への投資を集中しつつ、財務内容の健全化を図ることで、株主価値の持続的な増大に取り組んでまいります。

一人当たり生産性の向上に注力し、結果として従業員の報酬水準や満足度の向上を図ることで、人と企業がともに成長していくことを実現いたします。

環境問題への取り組みについては、2022年7月に当社グループ全体のCo2削減目標を2030年までに30%（2019年比 Scope1,2）とすることとし、その取り組みを加速する為、2023年1月に「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」提言への賛同を表明しました。また、2022年からSS事業において事業インパクトをシナリオ分析の手法を用いて定量的に評価を行いました。

2023年からは社長直轄で全グループを対象とした「気候変動対応チーム」を組成し、温室効果ガスの測定、再生可能エネルギーの活用などによる削減策の検討、実施及びTCFDに基づいた適切な開示を行うことで企業の社会的責任を果たしてまいります。

株主の皆様には、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
オプテックス株式会社	350百万円	100.0%	防犯・自動ドア等各種センサー及び同装置に関する各種システムの開発・製造・販売
オプテックス・エフエー株式会社	385百万円	100.0%	ファクトリーオートメーション用光電センサー関連機器及び装置の開発・製造・販売
シーシーエス株式会社	462百万円	100.0%	画像処理用LED照明装置及び制御装置の開発・製造・販売
オプテックス・エムエフジー株式会社	10百万円	100.0%	当社グループ製品の製造及び電子機器受託生産サービス
サンリツオートメーション株式会社	132百万円	100.0%	産業用コンピュータシステム等の開発・製造・販売
ミツテック株式会社	50百万円	100.0%	自動化機械装置・画像処理検査装置の企画開発及び製造販売並びに保守サービス
OPTEX INCORPORATED	4,000千USD	100.0% (100.0%)	北・中・南米地域における防犯用製品及び自動ドア用製品の販売
OPTEX SECURITY B.V.	4,000千EUR	100.0% (100.0%)	ヨーロッパ地域における防犯用製品の販売
OPTEX (DONGGUAN)CO.,LTD.	6,500千USD	100.0% (100.0%)	当社グループ製品等の製造及び中国国内における防犯用製品の販売

- (注) 1. 連結子会社は上記の重要な子会社9社を含む41社であります。
 2. 議決権比率の()内は、間接所有比率で内数であります。
 3. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	当社の総資産額
シーシーエス株式会社	京都市上京区室町通水上ル近衛町38番地	13,106百万円	36,579百万円

(8) 主要な事業内容（2022年12月31日現在）

当社グループは、赤外線などを利用した検知センサーを中心に、防犯用製品・自動ドア用製品・産業機器用製品・LED照明関連製品・産業用コンピュータシステム・自動化機械装置等の開発・製造・販売を行っております。

主な事業セグメント区分別の主要製品及びサービスは次のとおりであります。

事業セグメント区分	主要な製品及びサービス内容
S S 事業	
防 犯 関 連	機械警備用侵入検知センサー ワイヤレスセンサーシステム 光ファイバー侵入検知システム 監視カメラ用補助照明 センサーライト 屋外用LED照明・調光システム 車両検知センサー
自 動 ド ア 関 連	自動ドア開閉センサー（壁面・天井センサー、ワイヤレスタッチセンサー）
そ の 他	濁度・水質分析センサー 客数情報システム 電子部品の開発受託
I A 事業	
F A 関 連	ファクトリーオートメーション用各種センサー（光電センサー、変位センサー、画像センサー）
M V L 関 連	画像処理用LED照明装置 LEDデバイス、UV照射器向けLED照明装置
I P C 関 連	産業用コンピュータシステム
M E C T 関 連	自動化機械装置、画像処理検査装置
E M S 事業	電子機器受託生産サービス
そ の 他	ソフトウェア開発 環境体験学習運営

(9) 主要な営業所等 (2022年12月31日現在)

名 称	所 在 地	
当社	本 社	滋賀県大津市におの浜四丁目7番5号
オプテックス株式会社	本 社	滋賀県大津市
オプテックス・エフエー株式会社	本 社	京都市下京区
シーシーエス株式会社	本 社	京都市上京区
オプテックス・エムエフジー株式会社	本 社	京都市伏見区
サンリツオートメイション株式会社	本 社	東京都町田市
ミツテック株式会社	本 社	兵庫県淡路市
OPTEX INCORPORATED	本 社	米国 カリフォルニア州
OPTEX SECURITY B.V.	本 社	オランダ ハーグ市
OPTEX (DONGGUAN)CO.,LTD.	本 社	中国 広東省東莞市

(10) 従業員の状況 (2022年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント区分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
S S 事 業	615名	25名増
I A 事 業	919名	43名増
E M S 事 業	469名	42名増
そ の 他	85名	1名減
全 社 (共 通)	18名	1名減
合 計	2,106名	108名増

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数247名(年間平均雇用人数)は含まれておりません。

2. 従業員数が前連結会計年度末に比べて108名増加しておりますが、これは業容拡大に伴う定期採用等によるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
18名	1名減	45.9歳	16.8年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者1名(年間平均雇用人数)は含まれておりません。

(11) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	8,198百万円
株式会社三菱UFJ銀行	2,179百万円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 37,735,784株（自己株式 2,210,820株を含む）
 (3) 株 主 数 8,866名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	千株 4,261	% 12.00
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	3,091	8.70
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	2,262	6.37
小 林 徹	1,116	3.14
THE BANK OF NEW YORK 133652	989	2.79
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	982	2.77
有 本 達 也	859	2.42
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	722	2.03
栗 田 克 俊	720	2.03
THE BANK OF NEW YORK M E L L O N 1 4 0 0 5 1	708	1.99

- (注) 1. 当社は、自己株式を 2,210,820株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式（2,210,820株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2022年12月31日現在)

名 称	第 1 回 新 株 予 約 権 (株 式 報 酬 型)	第 2 回 新 株 予 約 権 (株 式 報 酬 型)
発 行 決 議 の 日	2017年1月16日	2017年3月25日
保 有 人 数	取締役 (社外取締役及び監査等委員を除く) 3名	取締役 (社外取締役及び監査等委員を除く) 5名
新 株 予 約 権 の 数	110個	94個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 22,000株 (新株予約権1個につき200株) (注) 2	普通株式 18,800株 (新株予約権1個につき200株) (注) 2
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 200円 (1株当たり1円) (注) 2	新株予約権1個当たり 200円 (1株当たり1円) (注) 2
新株予約権の行使期間	2017年2月1日から 2047年1月31日まで	2017年4月18日から 2047年4月17日まで
新株予約権の行使条件	(注) 1	(注) 1

(2022年12月31日現在)

名 称	第 3 回 新 株 予 約 権 (株 式 報 酬 型)	第 4 回 新 株 予 約 権 (株 式 報 酬 型)
発 行 決 議 の 日	2018年4月2日	2019年3月28日
保 有 人 数	取締役 (社外取締役及び監査等委員を除く) 5名	取締役 (社外取締役及び監査等委員を除く) 6名
新 株 予 約 権 の 数	118個	198個
新株予約権の目的である 株式の種類及び数	普通株式 11,800株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 19,800株 (新株予約権1個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	2018年4月18日から 2048年4月17日まで	2019年4月16日から 2049年4月15日まで
新 株 予 約 権 の 行 使 条 件	(注) 1	(注) 1

(2022年12月31日現在)

名 称	第 5 回 新 株 予 約 権 (株 式 報 酬 型)	第 6 回 新 株 予 約 権 (株 式 報 酬 型)
発 行 決 議 の 日	2020年3月26日	2021年3月26日
保 有 人 数	取締役 (社外取締役及び監査等委員を除く) 6名	取締役 (社外取締役及び監査等委員を除く) 6名
新 株 予 約 権 の 数	371個	216個
新株予約権の目的である 株式の種類及び数	普通株式 37,100株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 21,600株 (新株予約権1個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	2020年4月15日から 2050年4月14日まで	2021年4月15日から 2051年4月14日まで
新 株 予 約 権 の 行 使 条 件	(注) 1	(注) 1

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

(2022年12月31日現在)

名 称	第 7 回 新 株 予 約 権 (株 式 報 酬 型)
発 行 決 議 の 日	2022年3月25日
保 有 人 数	取締役 (社外取締役及び監査等委員を除く) 6名
新 株 予 約 権 の 数	220個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 22,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	2022年4月23日から 2052年4月22日まで
新株予約権の行使条件	(注) 1

(注) 1. 上記の新株予約権の主な行使条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとしております。
 - (2) その他の条件については、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
2. 2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことにより、新株予約権の目的である株式の数及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額については、調整された株式分割後の数値を記載しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

名 称	第 7 回 新 株 予 約 権 (株 式 報 酬 型)
発 行 決 議 の 日	2022年3月25日
交 付 人 数	子会社取締役17名
新 株 予 約 権 の 数	261個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 26,100株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	2022年4月23日から 2052年4月22日まで
新株予約権の行使条件	(注)

(注) 上記の新株予約権の主な行使条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとしております。
- (2) その他の条件については、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2022年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 兼 C E O	小 國 勇	
取締役兼 C F O	大 西 浩 之	シーシーエス株式会社代表取締役社長
取締役相談役	小 林 徹	
取 締 役	上 村 透	オプテックス株式会社代表取締役社長
取 締 役	中 島 達 也	オプテックス・エフエー株式会社代表取締役社長
取 締 役	東 晃	ミツテック株式会社代表取締役社長
取 締 役	吉 田 和 弘	
取 締 役	青 野 奈 々 子	株式会社 G E N 代表取締役社長 株式会社ミスミグループ本社社外監査役 日本製紙株式会社社外監査役 株式会社明光ネットワークジャパン監査等委員である社外取締役
取締役 (常勤監査等委員)	黒 田 由 紀 男	
取締役 (監査等委員)	酒 見 康 史	酒見法律事務所所長 株式会社松風社外監査役
取締役 (監査等委員)	木 田 稔	公認会計士・税理士 木田事務所代表・所長 監査法人グラヴィタス最高経営責任者・代表社員

- (注) 1. 取締役吉田和弘、青野 奈々子並びに取締役 (監査等委員) 酒見康史、木田 稔の4氏は、社外取締役であります。
2. 青野 奈々子氏は公認会計士の資格を、木田 稔氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、黒田 由紀男氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役吉田和弘、青野 奈々子並びに取締役 (監査等委員) 酒見康史、木田 稔の4氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役吉田和弘及び青野 奈々子並びに取締役（監査等委員）黒田 由紀男、酒見康史及び木田 稔の5氏と、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、1年毎に更新しております。当該保険契約では、被保険者が職務の執行に関し責任を負うことまたは、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある法律上負担すべき損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等については填補されない等一定の免責事由を設定し、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

当該保険契約の被保険者は、当社及び当社の子会社の全ての取締役、監査役及び管理職従業員であり、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は次のとおりです。

1. 基本方針

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、固定報酬である「基本報酬」と、中長期的な業績・企業価値の向上の動機付けと、株主価値との共有を意識させるための「当社株式による報酬（ストック・オプション等）」を、それぞれの能力・責務等を総合的に勘案のうえ適切な割合をもって設定する。

監査等委員である取締役については、株主総会において承認された報酬総額の範囲内で、経営全般の監督機能を全うする役割を勘案し、固定報酬である「基本報酬」のみとする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の基本報酬は、各取締役の役職・職責、経営環境及び業績等を考慮して、一定の基準に基づき策定し、毎年3月に年額が決定され、その翌月の4月から翌年3月までの12か月間に当該年額を12等分した金額（譲渡制限付株式報酬分を除く）を毎月現金で支給する。

3. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

譲渡制限付株式報酬は、対象となる取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）と株主の皆様との価値共有を進めることを目的としており、譲渡制限付株式報酬規程に基づき基本報酬の一部を譲渡制限付株式として支給する。なお、業績の大幅な変動があった場合などに譲渡制限付株式の付与部分を減ずることで取締役の年俸を減額することがある。

ストック・オプション報酬は、長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること及び株主の皆様と価値共有を進めることを目的としており、ストック・オプション報酬規程に基づき職位別に定められた基準等をもとに算定されたストック・オプションとしての新株予約権を支給する。

4. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬は、独立社外取締役2名を含む3名の取締役で構成する「報酬諮問委員会（委員長は独立社外取締役）」により、報酬の構成、制度設計、個人別報酬等の内容を総合的に勘案して取締役会に答申され、取締役（監査等委員である取締役を除く）は取締役会で決議し、監査等委員である取締役は、監査等委員会で協議の上決定する。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。なお、株式報酬は、報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で個人別の割当株式数を決議する。

② 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	譲渡制限付 株式	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	129 (10)	92 (10)	32 (-)	4 (-)	8 (2)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	22 (8)	22 (8)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外取締役)	152 (18)	115 (18)	32 (-)	4 (-)	11 (4)

(注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2016年6月7日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内(ただし、役員賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は、5名です。なお、2017年3月25日開催の第38回定時株主総会において、上記の報酬枠の範囲内で譲渡制限付株式付与のための報酬額(社外取締役及び監査等委員を除く)として年額25百万円以内及び付与株式総数10,000株以内、と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は、5名です。

また別枠で、2016年9月30日開催の臨時株主総会において、ストック・オプション報酬額(社外取締役及び監査等委員を除く)として年額50百万円以内及び新株予約権の個数300個を上限、と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は、5名です。

2. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年6月7日開催の臨時株主総会において年額43百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名です。
3. 非金銭報酬の額は、ストック・オプションとして付与した新株予約権及び譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。なお、その内容は「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等 3.」に記載のとおりであります。
4. 社外取締役1名が当事業年度中に当社の子会社から役員として受けた報酬等の総額は1百万円であります。
5. 取締役(監査等委員を除く)のうち4名は当社子会社の取締役を兼務しており、これらの取締役に対しては上記とは別に当該子会社から129百万円の報酬が支払われております。
6. 取締役会は、代表取締役社長 小國 勇氏に対し各取締役(監査等委員を除く)の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の職責・成果等の評価を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬諮問委員会がその妥当性について確認しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	青 野 奈 々 子	株式会社G E N代表取締役社長 株式会社ミスミグループ本社社外監査役 日本製紙株式会社社外監査役 株式会社明光ネットワークジャパン監査等委員である社外取締役
取 締 役 (監査等委員)	酒 見 康 史	酒見法律事務所所長 株式会社松風社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	木 田 稔	公認会計士・税理士 木田事務所代表・所長 監査法人グラヴィタス最高経営責任者・代表社員

(注) 上記の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	主な活動状況及び社外取締役 に期待される役割に関して 行った職務の概要
取締役	吉 田 和 弘	13回中13回 (100%)	—	長年にわたり国内大手電機メーカーで技術者として、また、執行役員、関係会社の取締役等を歴任するなど企業経営の豊富な実務経験と幅広い見識に基づき、独立した観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言を行っております。
	青 野 奈々子	13回中13回 (100%)	—	長年にわたる公認会計士として、また、上場会社の監査役に就任されるなど豊富な実務経験と幅広い見識に基づき、独立した観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言を行っております。
取締役 (監査 等 委 員)	酒 見 康 史	13回中13回 (100%)	14回中14回 (100%)	長年にわたる弁護士としての豊富な実務経験に基づく専門的な見地から、当社グループの監査体制を一層強化させるため、取締役会及び監査等委員会において発言・助言を行っております。
	木 田 稔	13回中13回 (100%)	14回中14回 (100%)	長年にわたり公認会計士・税理士として上場会社の監査業務に携わるなど、幅広い見識と豊富な知識及び経験により、当社グループの監査体制を一層強化させるため、取締役会及び監査等委員会において発言・助言を行っております。

(注) 取締役会の開催回数には書面決議 (6回) を含んでおりません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	66百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	66百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、OPTEX INCORPORATED、OPTEX SECURITY B.V.及びOPTEX (DONGGUAN)CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

3. 監査等委員会は、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務執行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、会社法及び会社法施行規則の規定に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり決議しております。

(1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社取締役会は、法令及び定款等の遵守のための体制を含む内部統制システムに関する基本方針を決定し、その実施状況を監督するとともに、適宜、基本方針の見直しを行う。
- ② 当社監査等委員会は、内部統制システムの整備と実施状況を含め、業務執行状況の調査を行い、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行う。
- ③ 当社は、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンスに関する委員会を設置し、遵法精神に基づく企業行動並びに社員行動の徹底を図るための重要事項を審議し、推進する。また、「オプテックスグループ行動規範」を制定し、周知徹底することにより当社グループ全役職員のコンプライアンスに対する意識の維持向上に努める。
- ④ 当社は、内部監査部門として代表取締役社長直轄の内部監査チームを設置し、内部監査規程及び年次の内部監査計画に基づき、各部門について内部統制システムの有効性を含めた内部監査を実施し、監査結果は、定期的に代表取締役社長に報告するとともに、監査等委員会に対しても内部監査の状況を報告する。
- ⑤ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め組織全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。

(2) 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに、「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。取締役は、取締役の職務執行を監督・監査するために必要とするときは、これらの文書をいつでも閲覧できるものとする。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループの事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを把握し、その評価を行い、これを事業運営に活かす仕組みを整備する。当社は、主要子会社におけるリスク管理状況のモニタリングを行うものとする。
- ② 事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合の対応やその予防について必要な措置を講じる。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役の職務執行を効率的に行うために、取締役会は月1回の定時開催に加え、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、迅速かつ適正な決定を行う。また、その決定に基づく職務執行にあたっては、当社取締役及び使用人が主要子会社の取締役及び監査役を兼務する体制のもと、効率的な業務執行を行うものとする。
- ② 当社は、グループ企業全体の意思決定の迅速化、適正化を図るため、「持株会社グループガバナンス規程」により権限や責任を明確にするとともに、子会社における重要事項については、当社取締役会において審議を行うこととする。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループ企業全てに適用する行動指針として「オペテックスグループ行動規範」を定め、グループ企業全体において遵法経営を実践する。
- ② 当社の取締役及び使用人が主要子会社の取締役及び監査役を兼務することで、子会社の取締役等の職務執行の監督を行うとともに、重要事項の当社への報告を義務付ける。

(6) 当社監査等委員会がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性と指示の実効性を確保するものとする。

(7) 当社グループの取締役及び使用人並びに当社子会社の監査役が、当社監査等委員会に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役及び使用人並びに当社子会社の監査役は、当社及び当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項につき、その内容、業務執行の状況及び結果について遅滞なく監査等委員会に報告する。また、これに係わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人並びに当社子会社の監査役に対して報告を求められることができるものとする。
- ② 当社グループは、内部通報制度を整備するとともに、通報をしたことによる不利益な扱いを受けないことを「コンプライアンス規程」に明記し、当社グループ企業全てに周知徹底する。

(8) その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針、会社の対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要問題等について意見を交換する。
- ② 当社及び主要子会社の監査等委員及び監査役もしくは監査担当役員は、グループ企業全体の監査状況を把握し課題を検討するため、定期的に意見交換を行う。
- ③ 当社内部監査部門は、当社監査等委員会との情報交換を含め連携を密にする。
- ④ 当社監査等委員会は、監査計画を実行するための予算を確保する。当社監査等委員がその職務執行につき費用請求をしたときは、速やかにその費用を支出する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築する。また、その整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行い、実効性のある体制の構築を図る。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス

当社グループは、各社使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修等を通じての周知徹底に努めております。また、法令及び社内規程等への遵守状況について、各取締役より取締役会に対し適切に報告がなされ、適正に対応しております。

グループコンプライアンス推進委員会においては、コンプライアンス情報の共有の他、毎年課題を設定し、当事業年度は、ITセキュリティの実効性の向上及びインシデント対応状況の共有体制を構築する目的でITセキュリティ分科会を組成し、活動しました。また、グループの温暖化防止対策を進めるために来期以降の対応方針について取締役会へ提案を実施いたしました。

② リスク管理体制

当社グループ企業は各社におけるリスク内容を「リスクマップ」にまとめ、適切に管理するとともに、その管理状況をグループコンプライアンス推進委員会に報告し、グループコンプライアンス推進委員会は各グループ企業のリスク管理状況を確認し、当社取締役会に報告しております。

③ 監査等委員会の職務執行に関する体制

当社の監査等委員会は、常勤の監査等委員1名と社外取締役2名による合計3名で構成されており、監査等委員会で決定された監査方針、監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役の業務執行を監視しております。

また、当社の内部監査部門と連携を図ること並びにグループ監査役会を開催すること等により監査効率の向上に努めております。更に、監査等委員会は、会計監査人との間で定期的に情報交換を行うことで、監査の実効性を高めております。

④ 内部監査

当社の内部監査部門である内部監査チームは、内部監査計画に基づき当社並びに当社グループ各事業会社の内部監査を実施しております。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	47,932	流 動 負 債	18,752
現金及び預金	17,287	支払手形及び買掛金	3,165
受取手形及び売掛金	12,221	短期借入金	8,926
有価証券	327	1年内返済予定の長期借入金	708
商品及び製品	5,782	未払金	1,381
仕掛品	1,952	未払法人税等	1,258
原材料及び貯蔵品	8,513	賞与引当金	1,117
未収還付法人税等	111	その他	2,194
その他	1,802	固 定 負 債	4,814
貸倒引当金	△65	長期借入金	1,247
固 定 資 産	15,370	繰延税金負債	655
有 形 固 定 資 産	7,621	土地再評価に係る繰延税金負債	22
建物及び構築物	3,488	退職給付に係る負債	1,436
機械装置及び運搬具	394	役員退職慰労引当金	139
工具、器具及び備品	830	その他	1,313
土地	2,512	負 債 合 計	23,567
建設仮勘定	113	純 資 産 の 部	
使用権資産	281	株 主 資 本	37,919
無 形 固 定 資 産	2,815	資本金	2,798
特許権	278	資本剰余金	7,579
商標権	336	利益剰余金	31,130
顧客関係資産	488	自己株式	△3,588
のれん	987	その他の包括利益累計額	1,461
その他	725	その他有価証券評価差額金	△102
投資その他の資産	4,932	土地再評価差額金	△5
投資有価証券	2,144	為替換算調整勘定	1,592
長期貸付金	25	退職給付に係る調整累計額	△23
繰延税金資産	2,123	新 株 予 約 権	341
その他	1,069	非 支 配 株 主 持 分	13
貸倒引当金	△430	純 資 産 合 計	39,735
資 産 合 計	63,302	負 債 及 び 純 資 産 合 計	63,302

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		54,811
売上原価		26,811
売上総利益		28,000
販売費及び一般管理費		21,696
営業利益		6,303
営業外収益		
受取利息	28	
受取配当金	19	
投資有価証券売却益	19	
為替差益	534	
受取賃貸料	18	
保険戻金	51	
持分法による投資利益	65	
補助金の収入	25	
その他	65	828
営業外費用		
支払利息	55	
支払費用	10	
その他	23	89
経常利益		7,042
特別利益		
固定資産売却益	9	9
特別損失		
固定資産除売却損	7	
投資有価証券評価損	71	
貸倒引当金繰入額	398	477
税金等調整前当期純利益		6,575
法人税、住民税及び事業税	2,417	
法人税等調整額	△596	1,821
当期純利益		4,753
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		4,752

連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,798	7,580	27,549	△3,594	34,333
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△1,172		△1,172
親会社株主に帰属する当期純利益			4,752		4,752
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△1		7	5
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	△1	3,580	6	3,585
当 期 末 残 高	2,798	7,579	31,130	△3,588	37,919

	その他の包括利益累計額					新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	48	△5	725	△30	738	275	12	35,360
当 期 変 動 額								
剰余金の配当								△1,172
親会社株主に帰属する当期純利益								4,752
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								5
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△151	-	867	6	722	66	0	789
当期変動額合計	△151	-	867	6	722	66	0	4,375
当 期 末 残 高	△102	△5	1,592	△23	1,461	341	13	39,735

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,656	流 動 負 債	11,852
現金及び預金	2,272	短期借入金	8,300
有価証券	327	1年内返済予定の長期借入金	600
前払費用	1	未払金	199
短期貸付金	1,510	未払法人税等	12
未収入金	354	未払費用	11
未収還付法人税等	88	預り金	2,707
その他	103	賞与引当金	8
固 定 資 産	31,923	その他	13
有 形 固 定 資 産	2,564	固 定 負 債	1,649
建物	1,374	長期借入金	1,200
構築物	31	土地再評価に係る繰延税金負債	22
機械装置	2	退職給付引当金	45
工具器具備品	37	その他	380
土地	1,117	負 債 合 計	13,501
無 形 固 定 資 産	420	純 資 産 の 部	
電話加入権	5	株 主 資 本	22,731
ソフトウェア	415	資本金	2,798
投資その他の資産	28,938	資本剰余金	13,911
投資有価証券	1,038	資本準備金	13,897
関係会社株式	27,262	その他資本剰余金	14
長期貸付金	0	利 益 剰 余 金	9,609
破産債権等	31	利益準備金	370
保険積立金	2	その他利益剰余金	9,239
繰延税金資産	479	別途積立金	7,200
その他	155	繰越利益剰余金	2,039
貸倒引当金	△31	自 己 株 式	△3,588
資 産 合 計	36,579	評価・換算差額等	4
		その他有価証券評価差額金	9
		土地再評価差額金	△5
		新 株 予 約 権	341
		純 資 産 合 計	23,077
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	36,579

損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		1,389
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,096
営 業 利 益		293
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11	
受 取 配 当 金	8	
為 替 差 益	1	
受 取 賃 貸 料	16	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	7	
そ の 他	2	48
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	24	
賃 貸 費 用	10	35
経 常 利 益		306
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		306
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	33	
法 人 税 等 調 整 額	△5	28
当 期 純 利 益		277

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	2,798	13,897	16	13,913	370	7,200	2,934	10,504
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△1,172	△1,172
当 期 純 利 益							277	277
自 己 株 式 の 取 得								
自 己 株 式 の 処 分			△1	△1				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△1	△1	-	-	△894	△894
当 期 末 残 高	2,798	13,897	14	13,911	370	7,200	2,039	9,609

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 予 約 株 権	純 資 産 計 合
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△3,594	23,620	31	△5	25	275	23,922
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当		△1,172					△1,172
当 期 純 利 益		277					277
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0					△0
自 己 株 式 の 処 分	7	5					5
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△21	-	△21	66	44
当 期 変 動 額 合 計	6	△889	△21	-	△21	66	△844
当 期 末 残 高	△3,588	22,731	9	△5	4	341	23,077

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年2月15日

オプテックスグループ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴木 朋 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 上 田 博 規

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オプテックスグループ株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オプテックスグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年2月15日

オプテックスグループ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 朋 之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上 田 博 規
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オプテックスグループ株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第44期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証をするとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月17日

オプテックスグループ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 黒 田 由 紀 男 ㊞

監 査 等 委 員 酒 見 康 史 ㊞

監 査 等 委 員 木 田 稔 ㊞

(注) 監査等委員 酒見康史、木田 稔は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

